

公示番号：180533

国名：モンゴル

担当部署：東・中央アジア部東アジア課

案件名：保健セクター情報収集・確認調査（非感染性疾患対策）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：非感染性疾患対策

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2019年2月上旬から2019年3月中旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 0.47M/M、合計 0.87M/M

(3) 業務日数：

・ 国内準備 5日、現地業務 14日、国内整理 3日

本業務においては1回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：12月26日（12時まで）

(4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月18日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験 40点

- ②対象国又は同類似地域での業務経験 16 点
- ③語学力 8 点
- ④その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	保健セクターに関する各種業務
対象国／類似地域	モンゴル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モンゴル国は社会主義時代から、地方部も含め全国的に基礎的な医療インフラは整っており、住民は管轄保健医療施設に登録さえしていれば、基礎的な保健サービスを受けられる体制が整備されている。市場経済に移行した 1990 年以降、母子保健や感染症の指標は順調に改善がみられる。一方、都市への人口集中やライフスタイルの変化などによって非感染性疾患（以下、「NCDs」）が増加しており、2015 年のモンゴル国家統計局（NSO）の調査では、モンゴル国民の死亡要因において、循環器系疾患が 34.1%、がんが 24.6%を占めるなど、疾病構造の転換が発生している。しかし、NCDs に対する、予防・早期診断・治療・リハビリテーション等の保健医療サービス提供体制は不十分であり、人々の予防医療への意識も希薄なものとなっている。加えて、首都ウランバートルにおいては 2018 年 1 月に微粒子状物質 (PM2.5) の数値が、世界保健機関 (WHO) の安全基準の 133 倍に達するなど大気汚染が深刻化しており、これによる健康被害も深刻化している。

医療体制については、都市部を中心に私立病院等が増加し高度医療を提供する病院も増加してきているものの、地方部では高度医療が提供される 3 次医療施設に限られている。広大な国土に人口が分散しているため医療へのアクセシビリティの面に課題を抱えており、首都と地方の医療サービスの格差が深刻である。また、1 次・2 次医療従事者の知識・技術が十分とは言えず、結果として 1 次・2 次医療施設の信頼低下につながり、患者が 3 次医療施設に集中する等、リファラルシステムそのものへの影響も生じている。

このような状況を踏まえ、2016 年 2 月に制定されたモンゴル「持続可能な開発ビジョン 2030」においては、最終目標として「健康と長寿のために生活環境を改善し、平均寿命を 78 歳まで延ばす」ことが掲げられており、実現に向けて「国家疾病予防システムの構築、診断サービスへのアクセシビリティ向上による平均寿命の延伸」、「個人・家庭・コミュニティ・組織による包括的なパートナーシップにより、主要な NCDs やそのリスク要因・予防可能な死亡を減らす」ことを推進していくとしており、本ビジョン達成のためにも、NCDs 等の予防医療体制の確立は急務となっている。

モンゴルの保健医療分野への支援は対モンゴル国別開発協力方針「インクルーシブな社会の実現」に位置付けられ、JICA はこれまで、無償資金協力「基礎的医療機材整

備計画(1990、1993)」や、将来的に NCDs 診療及び医師等への教育の拠点とすることを見据えた「日本モンゴル教育病院建設計画(2015 - 2021)」、技術協力「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト(2017 - 2022)」 「一次及び二次医療従事者のための卒後研修強化プロジェクト(2015 - 2020)」等を通じ施設面の整備や制度面の支援、人材育成等を支援してきたが、NCDs 対策の協力に対するニーズは依然高い状況である。このような背景を踏まえ、保健セクター、中でも NCDs・予防医療分野に対する現状把握をするとともに、モンゴルや他ドナーの取り組みを踏まえ、将来的な JICA の協力の可能性を検討する必要がある。

7. 業務の内容

本業務従事者は、現地カウンターパート、関係機関、他ドナーの調査を通じてモンゴル国における NCDs 関連の情報を収集し、将来的な JICA の協力の可能性について提言をまとめる。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 事前準備 (国内準備期間) (2019 年 2 月中旬)

- ①既存の JICA 報告書「保健セクター情報収集・確認調査」(2012)、他ドナー報告書 (WHO : 「STEP survey 2013」)、モンゴル政府作成の関連報告書 (「Health Indicator 2017」等)、学術論文等を参照し、モンゴルにおける NCDs 分野の現状・課題と要因、政策課題のデータを整理する。
- ②調査全体の方針と、調査項目等を検討したうえで調査計画書 (和文) を策定し、JICA へ提出する。

(2) 現地調査期間 (2019 年 2 月中旬～2019 年 2 月下旬)

現地政府機関や NGO、他ドナー等へのヒアリングを通じて、以下の項目について調査する。想定している M/M の範囲で調査項目として追加することが有用と思われる項目があればプロポーザルにて提案すること。なお、調査全体としてウランバートル市にとどまらず、周辺県における調査も想定している。

- ① 調査開始に先立ち、モンゴル事務所と調査計画書の内容等について協議を行う。
- ② モンゴル保健省、モンゴル保健省傘下の実施機関である保健開発センターを訪問し、本調査の趣旨につき説明をする。
- ③ モンゴル保健省・保健開発センターへのヒアリング、文献調査等を通じて以下の項目について情報を収集し整理する。
 - ア) モンゴル政府の「持続可能な開発ビジョン 2030」等 NCDs 関連政策の実施状況、法制度等の策定、施行の現状、予算配分状況等
 - イ) NCDs 対策に関する行政による具体的取組状況と課題
 - ウ) NCDs 関連の統計情報の収集 (疾病構造、死亡要因、リスクファクター)
 - エ) NCDs に対する医療機関における取組状況と課題 (発見・診断・治療・フォローアップ体制・予防啓発等)
- ④NCDs 分野を支援している他ドナー・NGO・民間等の NCDs に関する取り組み状況、今後の予定 (支援分野、具体的な取り組み、金額等) をヒアリングする。首都・地方 3 次医療施設及び地方 1 次・2 次医療施設を訪問し、視察やヒアリング等を通じて上記②の調査では十分に確認出来なかった調査項目や各保健医療施設における検査・診断・治療に必要な医療機材 (体重計、血圧計、最大呼吸器流計、血糖値

測定機器、心電計等の基礎的医療機器と CT、MRI、血管撮影機材等の高度医療機器など)の整備状況を確認するとともに、各種検査の実施件数等の調査を通じて診断技術を把握する。また、首都と地方の医療サービスの提供状況(保有している医療機材、医師及び看護師の人数等)の比較についても確認する。なお、調査対象県の選定方法については地方部において1次～3次医療施設がそれぞれ立地し、実施中の技術協力プロジェクトの対象県であり本調査との相乗効果が期待されるオルホン県が候補となる。より適切と思われる調査候補先があればプロポーザルにて提案すること。

⑤調査終了時に結果を JICA モンゴル事務所に報告する。

(3) 業務完了報告書作成(国内整理期間)(2019年3月上旬)

上記調査を踏まえ、調査の成果としてモンゴルの NCDs 分野の現状・課題を分析し、将来的な同分野に対する JICA・日本の協力の方向性、可能性について提言をまとめる。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 調査計画書(2月中旬)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。調査工程や業務の具体的な内容(案)などを記載。

和文2部(JICA 東・中央アジア部東アジア課、JICA モンゴル事務所)

(2) 業務完了報告書(3月上旬): PDF ファイルにて提出。

本調査の完了を確認するためのもの。

(日本語・英語・モンゴル語(要約版)各1部)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

- ・航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
- ・航空経路は、日本⇒ウランバートル、ウランバートル⇒日本を標準とします。
- ・安全上の理由等により、宿舍の手配は JICA モンゴル事務所が行いますので、宿泊料は一泊 11,600 円として定額を見積もって下さい。

(2) 報告書翻訳費用

業務完了報告書のモンゴル語要約版の作成に必要な費用についても契約に含みます。(見積書に計上して下さい)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、

国内 M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、2 月上旬よりモンゴル国内が長期休暇（旧正月）に入り、C/P 機関を含むモンゴル政府官公庁職員の多くが休暇に入るため、2 月中旬から2 月下旬の間で提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

なし（予約のみ）

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

あり(日本語－モンゴル語)。調査期間中に収集したモンゴル語の資料の翻訳も同氏が可能な範囲で対応することを想定しています。

オ) 現地日程のアレンジ

保健省、他ドナー等関係機関へのヒアリングに必要なアポイントは初回のみ JICA モンゴル事務所が支援いたします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

- ・モンゴル国保健セクター情報収集・確認調査（2012）
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12085445_01.pdf
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12085445_02.pdf
- ・モンゴル国「持続可能な開発ビジョン 2030」（モンゴル政府）
http://www.un-page.org/files/public/20160205_mongolia_sdv_2030.pdf
- ・STEP survey 2013（WHO）
(<http://www.who.int/ncds/surveillance/steps/mongolia/en/>)
- ・Health Indicator 2017（モンゴル政府、WHO）
<http://www.chd.mohs.mn/2018/sariin%20medee/2017%20Health%20indicator.pdf>
- ・The State Policy on Health（モンゴル政府）
http://www.nationalplanningcycles.org/sites/default/files/planning_cycle_repository/mongolia/state_policy_on_health_english.pdf
- ・「日本モンゴル教育病院建設計画」プロジェクト概要
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1560020_1_s.pdf
- ・「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」プロジェクト概要
<https://www.jica.go.jp/project/mongolia/017/index.html>
- ・「一次及び二次医療従事者のための卒後研修強化プロジェクト」プロジェクト概要
<https://www.jica.go.jp/project/mongolia/012/index.html>

①本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を

希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上